

アメリカと日本における障害者雇用をめぐる運動の研究

——合理的配慮の成立条件から障害者雇用の歴史的過程を考察する——

津田塾大学大学院 濱松若葉

【1. 目的】

本報告の目的はアメリカと日本の障害者雇用をめぐる運動を合理的配慮の成立条件を分析して整理し障害者雇用に関する合理的配慮の獲得過程を考察することにある。

障害者の雇用は差別や社会的排除がなされないことが前提となる。アメリカは1990年に「障害を持つアメリカ人法」を制定し世界で初めて障害者差別を禁止した。同法は2008年の改正で障害の定義に関する解釈準則を定め「合理的配慮が提供されれば、職務の本質的機能を遂行できる人」への「障害」を理由とした雇用差別の禁止を明確化した。対して日本は1960年に障害者の雇用政策として「身体障害者雇用促進法」を制定している。同法は1987年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」と名称変更し、障害者の範囲を知的障害者まで広めた。2013年の改正では雇用分野の障害者への差別的取り扱いの禁止と、職場での合理的配慮の提供義務を明文化した。

両国の政策差はどこから生じたのか。杉本（2008）やScotch（1984）など障害者運動の過程を論じた先行研究は数多くあるが、雇用面から論じた研究は少ない。障害者雇用においてどのような障害者運動がどのような合理的配慮に導かれたのか。その歴史的過程を論じる点に本報告の意義がある。

【2. 方法】

合理的配慮に関する先行研究のテキストデータをもとにコーディングを行い、合理的配慮が提供される上で必要な前提条件を5つのカテゴリーに分類した。①法的条件②物理・技術的条件③社会的条件④個人的（家族・教育）条件⑤地域・経済的条件である。①は法令や条約等の法的な条件を示す。②はエレベーターやスロープ等、物理的障害を解消しアクセスを可能にする物や、補装具や人工呼吸器等の技術的発展による条件を示す。③は障害者団体の活動や活動で築かれた公的な人間関係、社会に影響を与えた運動や運動で得た社会的認知を示す。④は障害者本人が受けた教育や家庭の状況を示す。⑤は国や地域ごとの背景による格差に現れる経済的な条件を示す。

次に両国の障害者運動に関する先行研究のテキストデータをもとに障害者雇用の過程で重要な出来事の記述を要約し、前提となった合理的配慮を上記5つのカテゴリーで分類した。複数の要素が考慮される場合、複数のカテゴリーを出来事に付与し分類を行った。

【3. 結果】

両国ともに最も多いカテゴリーは③の社会的条件であった。また、③の条件は両国ともにどの年代でも最も多かったが社会的条件の内容に差があった。アメリカの障害者運動は公民権運動と合流し自立支援活動における実践を通して社会参加を訴え、市民権の観点から雇用に対する合理的配慮を求めた過程があった。日本の障害者運動は収容施設への不満に端を発し、公害問題の闘争に感化され、生存権の観点から雇用に対する合理的配慮を求めた過程があった。

【4. 結論】

障害者雇用における運動は社会的条件を前提とした合理的配慮に最も支えられていた。また障害者自身がどの観点で社会参加を要求したかという点が他の社会運動との合流の有無や規模、社会からの認知の差と政策の差に繋がった可能性が示唆された。

【文献】

Scorch, K. Richard, 1984, *From Good Will to Civil Rights : Transforming Federal Disability Policy*, Philadelphia: Temple University Press.

杉本章, 2008, 『障害者はどう生きてきたか - 戦前・戦後障害者運動史 -』現代書館.